

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業	① エネルギー・食料品価格等の高騰が続くなか、国が定める公定価格により運営する介護・障がい福祉サービスを提供する事業所においては、訪問や送迎などの車両燃料費、施設の食材料費や光熱水費などの高騰に伴い、運営に必要な不可欠な経費が増加している一方で、利用者負担への転嫁が困難なことから、運営に打撃を受けている状況にあるため、事業所に対しその負担を軽減する支援を行うことで、継続的に必要となる良質なサービス提供体制を維持する。 ②③ 介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援金 15,463千円 (車両への支援) 25,000円/台、(通所・入所定員への支援) 通所系・短期入所系 12,000円/人、入所系 23,000円/人 【積算】 《介護サービス事業所》 計11,253,000円 訪問系(16事業所) 車両支援25,000円×59台＝1,475,000円 通所系(8事業所) 車両支援25,000円×29台＝725,000円、定員支援12,000円×171人＝2,052,000円 短期入所系(1事業所) 車両支援25,000円×2台＝50,000円、定員支援12,000円×10人＝120,000円 入所系(9事業所) 定員支援23,000円×297人＝6,831,000円 《障がい福祉サービス事業所》 計4,210,000円 訪問系(1事業所) 車両支援25,000円×3台＝75,000円 通所系(11事業所) 車両支援25,000円×33台＝825,000円、定員支援12,000円×180人＝2,160,000円 入所系(1事業所) 定員支援23,000円×50人＝1,150,000円 ④町内の介護・障がい福祉サービス事業所等	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業	① 北海道が実施する保育施設等への物価高騰支援(社会福祉施設等物価高騰対策事業、私立学校等物価高騰対策支援事業)に関し、対象施設によって支援額単価に差異がある点を踏まえ、同等の支援となるように町が補填するとともに、北海道が実施する給食原材料費支援事業の支給対象外施設に支援を行う事で、保育施設等のサービス提供体制の維持を図る。 ②③ 保育施設等物価高騰対策支援金 1,420千円 (光熱水費支援) 幼稚園型認定こども園に対し 2,850円/人×認可定員 小規模保育施設に対し 3,800円/人×認可定員 (給食原材料費支援) 小規模保育施設に対し 2,000円/人×利用定員 【積算】 幼稚園型認定こども園(4施設) 光熱水費支援2,850円×435人＝1,239,750円 小規模保育施設(2施設) 光熱水費支援3,800円×31人＝117,800円 給食原材料費支援2,000円×31人＝62,000円 ④ 町内の保育施設等	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費高騰対策事業	①④ 長期に渡り物価高騰が続く中、学校給食に係る食材料費の高騰も続いており、学校給食を提供する児童・生徒の保護者負担とならないため、食材料費高騰を給食費への価格転嫁を行わないよう、臨時交付金を食材料費高騰分(教職員分は除く)に充当する。 ②③ 膳材料費 30,748千円 (積算) 令和7年度の膳材料費支出見込額:131,709,000円(A) 給食費負担金(物価高騰前の単価据え置き):100,961,000円(B) 物価高騰影響額(A-B)＝30,748,000円	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育給食費高騰対策交付金事業	①④ 長期に渡り物価高騰が続く中、町立保育園に係る給食を提供する児童の保護者負担とならないため、食材料費高騰を給食費への価格転嫁を行わないよう、臨時交付金を食材料費高騰分(職員分は除く)に充当する。 ②③ 膳材料費 255千円 (積算) 膳材料費の増額見込額:682,000円(A) 膳材料費のうち園児分の割合:67.2%(B) 園児のうち3歳以上児の割合(給食費を徴収する割合):55.7%(C) 物価高騰影響額(A×B×C)＝255,275円	R7.4	R8.3
5	-	No.1 令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)、定額減税調整給付金給付事業のうち令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)において、住民税課税者の被扶養親族のみで構成される世帯に対しそれぞれ給付金を給付し、物価高騰対策として幅広く低所得の世帯の方々の生活を維持する。	① No.1 令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)、定額減税調整給付金給付事業のうち令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)において、住民税課税者の被扶養親族のみで構成される世帯に対しそれぞれ給付金を給付し、物価高騰対策として幅広く低所得の世帯の方々の生活を維持する。 ②③ (令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業に係る分) 被扶養親族世帯57世帯×30千円 【子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)に係る分】 被扶養者のみ世帯に属する18歳以下の子ども的人数6人×20千円 ④ 令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金事業(令和6年度非課税世帯)における住民税課税者の被扶養親族のみで構成される世帯	R7.4	R7.10